新型コロナウイルス感染症届出書

新型コロナウイルス感染症による登園の目安と届出書の提出について

　新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、医療機関を受診した場合には、医師の指示に従い療養していただくとともに、回復後に登園をしてください。

また、検査キット等により感染を確認し、医療機関を受診しない場合には、下の表を参考に　療養していただき、回復後に登園してください。

登園できるようになりましたら保護者の方が下記の用紙を記入し提出してください。

（参考）新型コロナウイルス感染症による登園の目安について

（学校保健安全法施行規則より）

　　「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」

０日目

１日目

２日目

３日目

４日目

５日目

６日目

７日目

８日目

９日目

**有**

**症**

**状**

**・**

**発**

**症**

**日**

**発熱等症状**

**登園可能**

**無症状**

**検体採取日**

**症状が軽快しても**

**まだ登園できません**

き　　り　　と　　り

新型コロナウイルス感染症届出書

えがお志摩保育園　宛

　　　　組　氏名

【療養期間】　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日まで

【受診した場合の医療機関名】

令和　　年　　月　　日

保護者名